

岩手県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成19年2月27日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

- 1 指示内容 オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを2の区域において採捕した者は、これらをその区域に放し、又は生かしたままその区域から持ち出してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 2 指示の区域 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面
- 3 指示の期間 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで